

# 電力供給契約書

調達物品	泉北水再生センターで使用する電気
需要場所	堺市中区八田西町1丁2番1号 泉北水再生センター
調達期間	令和元年10月1日から令和2年9月30日まで
契約金額	別紙「料金単価表」のとおり
契約保証金	

上記の調達物品について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2  
名称 堺市  
代表者 堺市上下水道事業管理者 出末明彦 印

受注者 住所  
名称  
代表者 印

(総 則)

第1条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電力を継続して、安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電力の供給を受け、その契約金額（単価契約の場合にあつては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額（契約単価に消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない場合にあつては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額に消費税等相当額を加算した額。以下「発注総額」という。）を契約代金として支払うものとする。

- 2 発注者及び受注者は、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 3 この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、あらかじめ発注者の承認を受けたものについては、この限りでない。

(機密を守る義務)

第4条 受注者は、この契約に関し、契約上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約電力の変更)

第5条 別紙料金単価表に定める契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを変更することができるものとする。この場合、別紙料金単価表に定める基本料金単価（以下「基本料金単価」という。）については、発注者と受注者とが協議の上、変更後の契約電力に応じてこれを変更するものとする。

- 2 発注者が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者が定める電力供給約款に規定のある場合には受注者に超過金を支払うものとする。
- 3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることが

できる。

(使用電力量の計量)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量するものとする。

(電気料金の算定)

第8条 電気料金は、契約電力に別紙料金単価表に定める基本料金単価を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）と、計量期間に係る使用電力量に別紙料金単価表に定める電力量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を合計した額とする。また、力率による基本料金の割増又は割引、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いについては、別紙仕様書に定めるとおりとする。なお、計算の結果に円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とする。ただし、基本料金、電力量料金の算定時等、計算過程で端数が生じる場合の取扱いについては、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(代金の支払等)

第9条 受注者は、月毎に前条の規定により算出した金額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に受注者が定める口座に、代金を支払うものとする。

3 発注者は、代金の支払遅延による料金については、受注者が定める電力供給約款の規定に基づき受注者に支払うものとする。

4 発注者は、何らかの事由により請求書の受理が遅れ、支払いが遅延するおそれが生じた場合は、すみやかに受注者にその旨を連絡するとともに、その請求書による代金の支払日等について、発注者と受注者とが協議の上、あらためてこれを定めるものとする。

5 発注者は、第1項に規定する請求書を受理した後、その請求内容又は請求書の全部又は一部に瑕疵があると認めるときは、受注者に対しその事由を明示して、当該請求書を返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、受注者が是正した請求書を発注者が受理した日までの期間、支払日を延長するものとする。

(接続供給契約等の義務)

第10条 受注者は、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者との間に、受注者がこの契約に基づき電力を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(臨機の処置)

第11条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

(損害の負担)

第12条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条の規定により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 本契約に関して受注者又は受注者の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額(単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た合計額(契約単価に消費税等相当額を含まない場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た合計額に消費税等相当額を加算した額。以下「予定総額」という。))の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、契約を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者に対してその賠償を請求することができる。

(協議による契約解除)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第16条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無

にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（長期継続契約の場合は、履行期間中の契約金額の総額。以下この条において同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
- (4) 受注者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不完全履行による減額、損害賠償）

第17条 発注者は、受注者が契約の一部を履行しないとき、又は契約の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、契約金額（契約の一部について既に履行しており、第9条の規定により契約

代金の支払いが行われている場合は、当該金額を控除した額とする。)につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(危険負担等)

第19条 契約が完了する前(成果物がある場合にあつては当該成果物の引渡し前)において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該契約が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(かし担保責任)

第20条 発注者は、契約の履行の成果物(成果物がない場合にあつては、履行した契約)にかしがあるときは、受注者に対して当該かしの修補を請求し、又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに、損害の賠償を求めることができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の成果物の引渡し日(成果物の引渡しがない場合にあつては、契約が完了した日)から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について別紙仕様書等で特別の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 4 第1項の規定は、契約の履行の成果物のかしが支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(契約保証金)

第21条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

- 2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。
- 3 契約保証金には利子を付さない。

(違約金等への充当)

第22条 第13条の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、この契約に基づき契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は当該担保を第13条の2に定める違約金に充当することができる。また、この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(相 殺)

第23条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第13条各号、第13条の2又は契約規則第43条各号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第9条第2項に定める電気料金の支払額とを相殺することができる。

(変更の届出)

第24条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

(事情変更)

第25条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者と受注者が協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上書面により定めるものとする。

(契約の変更等)

第26条 発注者は、翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除する場合は、必要に応じて受注者に契約解除金を支払うものとする。

3 前項の場合における契約解除金の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）及び堺市上下水道局契約規程によるほか、料金単価表及び仕様書並びに受注者が定める電力供給約款によるものとし、これらに定めがないときは、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

## 料 金 単 価 表

※「入札説明書 23(6)」における内訳表に基づき、作成する。